一般質問

町政を問う!!

コロナ対応

可能な限りの情報を
人権を考え、見直し図る

澳本（おくもと） 哲也（てつや） 議員

問 当町においてもコロナウイルス感染症に感染した人達が、増えてきた。いつ、誰が感染してもおかしくない状況が続いている。クラスターが発生している施設もあるが、学校、保育園の対応について、発生した時、保護者に対しての対応について、また、発生後の相談窓口はどうなっているか問う。

答 藤本 教育次長

教育委員会が定める「黒潮町立保育所、小中学校において感染者が発生公表基準」に基づき保護者に通知をし、児童生徒の健康観察と感染予防策の徹底を呼び掛けている。感染者のプライバシーの保護を図り、公表基準では、感染者及び濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスクなどを勘案し、必要な情報を公表すると定めている。

クラスターは町内の小学校で1カ所、保育園で2カ所発生。

保育園では7回、小学校では10回通知をしている。

相談窓口として子どもが通う保育所、小中学校が対応している。その場で解決しない相談は教育委員会が対応している。

問 対応マニュアルはあると思うが、保育園から小学校、中学校まで作成しているか。

また、保護者に対して最低限の情報開示をすべきと思うがどうか。

答 藤本 教育次長

当委員会が定めた対応フローに基づき対応している。当フローは文部科学省が通知している「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を参考に作成した。

各学校の衛生管理マニュアルは、そのガイドラインの考え方を基に作成しているが、保護者にフロー図やマニュアルは出していない。

公表については、コロナの状況が変わってきており、その状況に応じて人権に関する意識も変化してきていると思うため、随時見直しを図っていく。

3つの"感染症"はどうつながっているの？

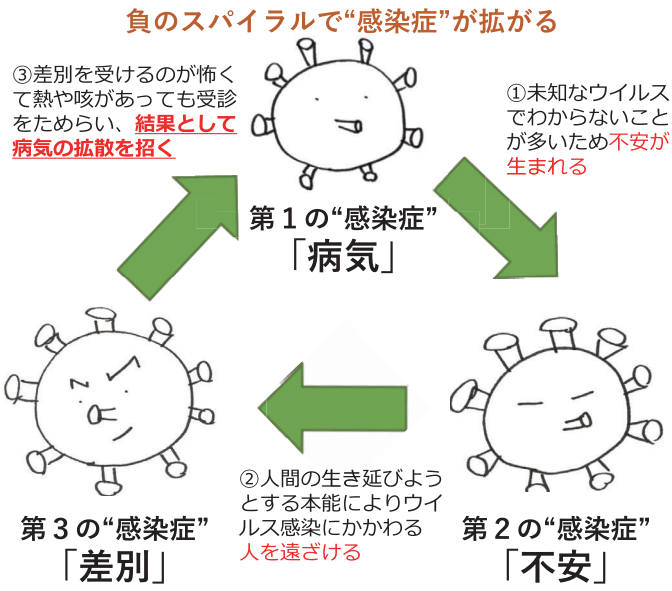

この"感染症"の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることです。

日本赤十字社HPより